

第 12 号議案

国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 国立市総合オンブズマン条例の施行に伴い、総合オンブズマン  
を非常勤特別職職員として配置し、その報酬を新たに設定するた  
め、条例の一部を改正するものである。

国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例案

国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年  
11月国立市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中第73号を第74号とし、第24号から第72号までを1号ずつ  
繰り下げ、第23号の次に次の1号を加える。

(24) 総合オンブズマン

第4条中「第2条第15号から第70号まで」を「第2条第15号から第  
71号まで」に改める。

第5条第1項中「第2条第71号から第73号まで」を「第2条第72号  
から第74号まで」に改める。

別表第2中

「

行政不服審査会委員	”	9,100円
-----------	---	--------

を

」

「

行政不服審査会委員	”	9,100円
総合オンブズマン	”	33,000円

に

」

改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。